

お問合せ

総合窓口		 県 新型コロナウイルス お困りごと相談センター Tel: 026-235-7077
貸付	個人向け緊急小口資金	お住まいの 市町村社会福祉協議会
	総合支援資金（生活支援費）	
給付金	特別定額給付金	特別定額給付金 コールセンター Tel: 0120-260-020 お住まいの市町村
	臨時特別給付金	お住まいの市町村
	給付奨学金	日本学生支援機構 奨学金相談センター Tel: 0570-666-301
	学生支援緊急給付金	
	住居確保給付金	お住まいの市町村
税・保険料猶予	納税猶予 払戻し放棄に伴う寄附金控除 自動車税環境性能割の軽減延長 住宅ローン控除適用の弾力化 耐震改修住宅の特例の弾力化 特別貸付に係る非課税措置	最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	国民健康保険料・国民年金保険料	お住まいの市町村



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の 従業者の みなさまへ

生活資金や納税、保険料納付などでお困りの方へ
各種支援策を実施しておりますのでご活用下さい。

長野県産業労働部（2020年5月29日現在）

従業者向け

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

支援別	目的	事業名	内容	お問合せ
貸付	一時的な資金が必要 (主に休業された方)	個人向け緊急小口資金	貸付限度額：学校等の休業、個人事業主等の特例は 20万円 以内 その他の場合、 10万円 償還期限：2年以内（据置期間1年以内） 金利： 無利子	お住まいの 市町村社会福祉協議会
	生活の立て直しが必要 (主に失業された方)	総合支援資金（生活支援費）	貸付限度額：2人以上の世帯 20万円 /月以内 単身世帯 15万円 /月以内 償還期限：10年以内（据置期間1年以内） 金利： 無利子	
給付金	すべての県民のみなさまに	特別定額給付金	対象者：令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている者 給付額： 10万円/人	特別定額給付金 コールセンター Tel：0120-260-020 お住まいの市町村
	子育て世代に児童手当を増額	臨時特別給付金	児童手当（6月分）を増額 1万円/人	お住まいの市町村
	家計が急変（収入減）し、 大学等の授業料が支払えない	給付奨学金	世帯の所得金額の見込みに基づき 奨学金を給付 ※給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができる。	日本学生支援機構 奨学金相談センター Tel：0570-666-301
		学生支援緊急給付金	住民税非課税世帯の学生 20万円/人 上記以外の学生 10万円/人	
家計が急変（収入減）し、 アパート等の家賃が支払えない	住居確保給付金	生活困窮者に家賃を実費給付 上限：単身世帯 31,800円/月 2人世帯 38,000円/月 3～5人世帯 41,300円/月 ※居住地によって上限が異なるので注意。 給付期間：原則3カ月（再調9カ月まで延長可能）	お住まいの市町村	
税・保険料猶予	現在、納税が厳しい	納税猶予＜証紙徴収を除く 全税目 ＞ 払戻し放棄に伴う寄附金控除＜ 所得税・住民税 ＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜ 自動車税・軽自動車税 ＞ 住宅ローン控除適用の弾力化＜ 所得税・住民税 ＞ 耐震改修住宅の特例の弾力化＜ 不動産取得税 ＞ 特別貸付に係る非課税措置＜ 印紙税 ＞		最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
	社会保険料等が支払えない	国民健康保険料・国民年金保険料	自治体の判断で徴収期限を決定	お住まいの市町村